ご寄附のお願い

1. 趣旨

国立公文書館は、国の機関及び独立行政法人等から歴史資料として重要な公文書等の移管を受け入れ、特定歴史公文書等として保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とした独立行政法人です。

当館では事業の拡充・発展を図るとともに、事業を確実に実施するため、個人・法人を問わず広く寄附を募集しております。

いただいた寄附は、当館の運営趣旨を踏まえ適切に活用させていただきます(下記「3. 寄附金の使途」参照)。

皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

2. 寄附募集の対象者

国立公文書館が行う業務活動の趣旨にご賛同いただける個人又は法人

3. 寄附金の使途

今回いただいたご寄付は、国立公文書館が所蔵する特定歴史公文書等の保存及び一般の利用等のために活用させていただきます。

例:特定歴史公文書等の保存・修復に関すること 特定歴史公文書等の展示に関すること

※国立公文書館は、行政機関から受け入れた行政文書等、江戸幕府や明治政府が 作成収集した古書・古文書などを約170万冊保存(永久保存)しており、その中に は、国の重要文化財の指定を受けたものも含まれています。

4. ご寄附の金額

1,000円以上。1,000円単位でお願いいたします。

5. お申込みの流れ

趣旨にご賛同される方は、「寄附申出書」に必要事項を記入の上、館に直接ご提出いただく、又は下記連絡先まで電子メールでご送付ください。

追って、ご寄附の納入先情報をお知らせします。

ご入金の確認ができた段階で「寄附金等受入通知書」を送付させていただきます。 ご不明点があれば、お問い合わせください。

6. 寄附金に対する税法上の扱い

国立公文書館は独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人であり、「特定公益増進法人」となっております。ご寄附については、税法上の優遇措置が受けられます。

○優遇措置の内容について

(1) 寄附者が個人の場合(所得税・住民税) 以下の税法上の優遇措置が適用されます。

①所得税

・所得控除

寄附金額(所得金額の40%を上限)から2,000円を引いた額を、当該年の所得金額から控除できます。

⇒寄附金額 [所得金額の40%を限度] -2,000円=所得控除額 所得金額から上記控除額及びその他の所得控除額を差し引いた後の金額に、所得に 応じた税率を乗じて、所得税額が決定します。

②個人住民税

・個人住民税の税額控除

寄附をした翌年1月1日時点でお住まいの都道府県・市区町村が、条例で独立行政 法人国立公文書館を寄付金控除の対象法人として指定している場合、個人住民税額 の控除を受けることができます。

⇒(寄附金額[所得金額の30%を限度]-2,000円)×控除率 控除率は最大10%となります。詳細な控除率は、下記総務省ホームページをご 覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main sosiki/jichi zeisei/czaisei/czaisei seido /79172 2 kojin.html (総務省 | 自治税務局 | ふるさと納税以外の寄附金税制)

(2) 寄附者が法人の場合(法人税)

法人が特定公益増進法人等に寄附を行った場合、支出した当該寄附金額を、一般の 寄附金とは別枠で損金に算入することができます(法人税法第37条)。平成24年度 税制改正では、さらに寄附金の優遇措置の拡充が図られ、寄附金の損金算入限度額 が拡大されました。

損金算入限度額={(資本等の金額×0.375%+所得金額の6.25%)×1/2}

○優遇措置を受ける手続きについて

確定申告期間に、国立公文書館が発行した「寄附金受入れのお知らせ」を添えて税 務署に申告してください。「寄附金受入れのお知らせ」は、税制上の優遇措置を受 けるために必要な証明書としての役割を果たすものとなりますので、大切に保管し てください。

7. その他

反社会的勢力と認められる個人・団体・法人、または当館が不適切と認める個人・ 団体・法人からの寄附については受け入れを認めず、入金済みの寄附金は返還致し ます。

8. 連絡先

〒102-0091 千代田区北の丸公園3-2 独立行政法人国立公文書館 総務課総務係 電子メール kifu@archives.go.jp 電 話 03-3214-0623 (直通)